平成３０年（フ）第７号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1983―３、住民票上の住所熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1553番地４
債務者　松﨑　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地１　深草２号棟　108号、前住所京都市上京区黒門通一条上る弾正町738番地１
債務者　鎧廼舎うさぎ塾こと　夘月　康方
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地１　深草２号棟　108号、前住所京都市上京区黒門通一条上る弾正町738番地１
債務者　夘月　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
岐阜市日野東１丁目６番20号、前住所千葉県成田市三里塚１番地25
債務者　藤澤　雅啓
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７０８号
埼玉県川越市清水町１番地８　（オリエンタル沢田Ｂ―102号室）
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７５号
大阪府富田林市向陽台３丁目３番１―403号、前住所大阪府河内長野市昭栄町10番５―205号
債務者　巽　　昭博
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４１９号
茨城県鉾田市台濁沢1703番地10
債務者　丸山　喜章
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４４号
茨城県鉾田市玉田795番地
債務者　小沼　典子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２４５号
京都市山科区勧修寺平田町61番地
債務者　倉橋　里奈
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９７号
京都市右京区山ノ内荒木町18番地２
債務者　今村美智恵
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４０２号
兵庫県姫路市飾磨区細江742番地１
債務者　長恒しのぶ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４１号
兵庫県加古川市平岡町新在家1574番地の１アルファクリオコート307号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津492番地　ニューシティ粟津103号
債務者　前田　政明
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９９号
広島市佐伯区新宮苑６番14―105号
債務者　中武　広美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１３号
広島市中区基町20番１―365号
債務者　境　小夜子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２２号
広島市東区戸坂千足１丁目９番１―101号
債務者　中山千恵美こと　金　千恵美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４０号
広島市安佐北区亀山６丁目17番23号
債務者　増田三惠子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部